

第三十四回国会 法務委員会 議 録 第 六 号

昭和三十三年三月三日(木曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 瀬戸山三男君

理事 鎌田 良作君 理事 小島 徹三君

理事 田中伊佐次君 理事 福井 盛太郎君

理事 菊地養之輔君 理事 坂本 泰良君

理事 田中幾三郎君

綾部健太郎君 薄田 美朝君

世耕 弘一君 高橋 順一君

竹山祐太郎君 中村 梅吉君

南條 徳男君 馬場 元治君

濱田 正信君 阿部 五郎君

井伊 誠二君

出席政府委員

検 査 事 竹内 壽平君

(刑事局長) 平賀 健太郎君

検 査 事 (民事局長) 香川 保一君

委員外の出席者 長心得 小島 貞一君

専 門 員 小島 貞一君

三月三日

委員神近市子君辭任につき、その補

欠として猪俣浩三君が議長の名で

委員に選任された。

三月二日

調停委員の待遇改善等に関する陳情

書(若手県遠野局区内遠野簡易裁判

所内遠野調停懇話会長沼里末吉(第

一九四号)

商法の一部改正に関する陳情書(東

京商工会議所会頭足立正)(第二八六

号)

第一類第三号 法務委員会議録第六号 昭和三十三年三月三日

公務員の不行為による被害者の入
院費国庫負担に関する陳情書(小倉
市城野九百四十九番地城野医療刑務
所内古橋勉)(第三六四号)
は本委員会に参考送付された。

本日会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第二五

号)

検察官の俸給等に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第二六

号)

不動産登記法の一部を改正する等の

法律案(内閣提出第四九号)

刑法の一部を改正する法律案(内閣

提出第八〇号)

〇瀬戸山委員長 これより会議を開き

ます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部

を改正する法律案、検察官の俸給等

に関する法律の一部を改正する法律案、

この両案を一括して議題といたしま

す。

御質疑はございませんか。——御質

疑がなければ、両案の質疑を終局いた

したいと存じますが、これに御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇瀬戸山委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さうに決しました。

〇瀬戸山委員長 不動産登記法の一部

を改正する等の法律案を議題といたし

ます。

質疑を継続いたします。質疑の通告

がありますのでこれを許します。田中

幾三郎君。

〇田中(幾三)委員 まず最初にこの登記

制度の一元化の問題ですが、ここに今

を改正する等の法律案を議題といたし

ます。

質疑を継続いたします。質疑の通告

がありますのでこれを許します。田中

幾三郎君。

〇田中(幾三)委員 まず最初にこの登記

制度の一元化の問題ですが、ここに今

度の台帳のひな型があります。これに

よりまず、表題部、土地家屋、付属

建物、それから所有権の甲区、乙区と

ありますが、これが一体をなして今度

の登記簿を形作るのかどうか。これが

一冊で登記簿か、いわゆる不動産登記

簿といふものの内容は、これが全部で

一つになるのかどうかということをも

伺っておきたいと思ひます。

〇平賀政府委員 お手元にございます

表題部、甲区、乙区、その用紙が一個の

不動産について設けられまして、これ

を幾つか集めて、一冊の登記簿が

できることになるわけでございます。

〇田中(幾三)委員 今ちょっと聞きそ

なつたのですが、これが一つの帳簿を

なすのですか。

〇平賀政府委員 さうでございます。

表題部と甲区、乙区用の用紙が一個

の不動産について設けられまして、そ

の登記用紙を幾つか集めて一冊の

帳簿になる、これが登記簿といふふ

になるわけでございます。

〇田中(幾三)委員 そうしますと、今

度の法律の改正によりまして新たに表

題部の登記といふものができるわけ

ですね。

〇平賀政府委員 現在の登記簿にも表

題部があるわけでございますけれど

も、これは土地台帳、家屋台帳は別個

になっております。今度の改正案で

は、その表題部が従来の土地台帳、家屋

台帳の形で果たしておいた役割を果た

すことになるわけでございます。従い

まして、従来とは同じ表題部でござい

ますけれども、機能が違つてくるわけ

でございます。

〇田中(幾三)委員 そうしますと、わ

が国の登記制度からいへば、登記法の

定めるところに従つて登記をしなければ

ば、いわゆる第三者に対する対抗力は

ない、こういうことになるのですが、

今度の改正によつて、登記がさら

に一つふえて、いわゆる家屋台帳、土

地台帳の作用をなすところの機能を

持ったこの表題部の登記、それから従

来の所有権並びにその移動を明らかに

する登記——そうしますと、この表

題部の登記によりまして所有権が明

らかになる。表題部のところにやはり

所在と所有者という欄がありますか

ら、これで一応台帳的機能を果たすこ

ころの帳簿にも所有者が書かれる。こ

れもやはり今度の登記法による一つの

登記でありますから、そうしますと、

民法の第七十七條によりまして、こ

の登記によつてもやはり所有者として

の対抗力があるのかどうか。特に所有

権の登記を特に重ねて所有者としての

甲区の方にしなければ対抗力がないの

か。もしそうでないと、同じ登記法上

の登記でありますから、民法の規定を

そのままに解釈するならば、表題部の

登記によつても対抗力があるというふ

うに解釈できると思ひますが、どう

いうふうですか。

〇平賀政府委員 表題部にあります所

有者の表示は、これはあたかも現行制

度の土地台帳、家屋台帳に所有者を表

示するのと同じでございまして、これ

は民法第七十七條による所有権の登記

ということにはならないという建前で

ございまして。

〇田中(幾三)委員 しかし、この百七十

七條をそのまま読めば、そうとのみ解

釈できないと思ひます。われわれは

やはり所有権の登記という従来の觀念

がありますから、そうなりますけれど

も、「不動産ニ関スル物權ノ得喪及ビ

變更ハ登記法ノ定ムル所ニ從ヒ其登記

ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対

抗スルコトヲ得ス」、これをすなはち

読めば、今度の表題部の登記も、登録

とか何とか書いてあれば別問題ですけ

れども、やはり表題部の登記という言

葉が書いてあると、しかも所有者がそ

れによつてはつきりする以上は、また

これが一体をなして登記簿であるとい

うことになりまして、その表題部の所

有者の登記、所有者としての登記、

こう二重になくても、最初の表題部

のいわゆる登録に匹敵するような登記

でも対外的に効力があるように解釈

できると思ひます。

〇平賀政府委員 改正法におきまして

は、表題部には不動産の表示をする、

不動産の同一性を明らかにするための

表示をするというだけのこととござい

ます。特に所有権の登記は新法の百七

以下におきまして、別に規定を設けて

第一類第三号 法務委員会議録第六号 昭和三十三年三月三日

でございますので、この点問題が生ずることはないと考えております。

○田中(總)委員 これはやはり登記自由主義といえますか、本人の任意的な申請がなければ登記しないという大原則によって、所有権の表示というものを新たに別にやるということになる。

ところが今度の規定によりますと、表題部の登記は登記官でも職権でできるわけでしょう。ですから、その点を法律自体によってはっきりしておかないと、私の疑問のように、やはり登記簿上の登記だということになって、表題部の登記も、これは本人の意思に基づいた登記であるということ、謄本を取ったときに第三者ではわからぬでしょう。説明をするからわかるけれども、しろうとが見たときに、登記簿の謄本をとったところが、これは登記をしてもらった所有者は何のだれだれだということになれば、これは登記簿上の所有権の登記と解されるのでありますから、今度の表題部に対する登記というものは非常に重大性を持つてくると私は思うのです。ですからその点を、表題部の登記は、登記簿上の民法にいう登記でないという、そういう本質といたしますか、効果といえますか、それをはっきりと法律の上に表わしておかなければならぬのではないですか。たとえば登記法上の所有権の登記は明らかに登記という言葉を使います。それから台帳の性質を有する登記簿の表題部の登記というものは、これは登録、載せるといふことですか、所有権を維持するのではない。単に登記簿の上へ所有権の客体を明らかにするだけですか、登記と言つてはおかしいのじゃないですか。ただ載せるだけでいいじゃないですか。聞くところによると、今度は移記もしくは転記という言葉を使っている。帳簿に移すなら転記ですから、やはり登録とかなんとかいう言葉を使わないと、本来の登記簿上の登記と混同されて、しかもその登記された結果に対する公定力といふもの、効果といふもの、それが大きくなつてくるのですから、そこを区別しておかなければ固い起りやすいのではないかとこのことを心配するわけですが、その点はどうか。

○平賀政府委員 先ほど申し上げましたように、表題部に所有者を登記いたしますのは、あくまで不動産を表示するということであるのでございまして、所有権の登記ではないのでございまして。所有権の登記は、今度の改正案の第三節に「所有権二國スル登記手続」といふ規定が入つておるのでございましてが、第百条におきまして「始メテ為ス所有権ノ登記ハ左ニ掲ゲタル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得」といふふうに規定しております。こういう規定から見ましても、民法百七十七条による権利の変動の公示としての所有権の登記というものは、表題部にされた登記ではなくて、甲区になされる所有権の登記、従来で言いますと所有権の保存あるいは所有権の移転登記といふものは、民法第百七十七条にいう権利変更に関する登記であらう、そういう考え方でございます。従いまして、この点に關しまして誤解を生ずることはないと考えております。

○田中(總)委員 これは法案を作る経過の上において、そういう議論は何もなかったのですか。

○平賀政府委員 従来の台帳の機能が

表題部に移行し、民法第百七十七条にいうところの権利関係の登記というのは甲区または乙区になされるものであるということなのであります。その点につきましては、立案の過程におきまして、これは当然なこととして若干あるべきものだということをやつてきた次第であります。

○田中(總)委員 それでは、この表題部の登記、これは別に従来の所有権の登記の登録といふものは何もかからないわけですね。

○平賀政府委員 表題部の登記につきましては登録はかからないわけでございます。現行法のもとにおきましては表題部の登記も登録がかかるのでございまして、この改正案のもとにおいては登録はかからない、そういう建前にいたしております。

○田中(總)委員 それは何か法律とか規定があればおのずからはつきりしますが、将来そうでなかったというやうなことでかかると困るし、これは一体どんな根拠から登録はかからないということになるのですか。

○平賀政府委員 附則の第十条におきまして、登録法を改正いたしました。変更登記につきましては、権利の登記だけについて登録を取るといふように改正いたしました。

○田中(總)委員 そこでこの台帳、いわゆる表題部を作るのは、これは法務局、いわゆる登記所でやるのだと思うのですけれども、これは登記所にとつては新しく仕事が増えるので、非常に仕事の量が増えるということはお明らかです。表題部を新しく作るのですから、それは大体どれくらい量の量が増えるという見通しですか。全国的に見

て、この表題部の移記といふのですか、転記といふのですか、これを作るために新しく生ずる仕事量といふものはどれくらいの見通しになっておりますか。

○平賀政府委員 ただいま仰せの通り、台帳と登記簿を一本化しますにつきますと、表題部の書きかえといふことをやらなくてはならぬわけでございますが、確かに法務局、いわゆる登記所の事務負担がその間は若干ふえるのでございまして、これを現在の事務量の何%という数量的にはつきり申し上げるわけにはちょっと参らぬのでございしますが、私どもの考えでは、全国の登記所が必ずしも全部一日中仕事に追われておるといふわけではございせん。地方のひまな登記所もございします。そういうところでは勤務時間中の余裕の時間に移記をやつて、それから忙しい登記所におきましては賃金職員を入れました作業をさせる。それから中程度の登記所でありまして一職員に一日三十分間の超過勤務をやつてもらう。そういう建前でもって三十五年度も予算要求をいたしました。大体私どもの計画通りの予算が入る見込みでございまして、職員に対して非常に負担になるということは考えておりません。

○田中(總)委員 私の聞いておるところによりますと、最近事件が非常に増加しまして、年々現在のままの仕事が増加している。昭和二十七年ごろを基準にして考えますと、約三五%くらいの事件増加、これは表を調べてもらつたらすぐわかると思う。それに引きかえて、昨年は人員を増加いたしましたけれども、増員といふことは非常に少

ない。今の年度を基準にして、今日では三%くらいしか人員がふえてない。事件は年々増加する一方であるにかかわらず、増員といふものは非常に手薄である。現在のままでもそういうのですから、今度の書きかえをやるといふ仕事が増えたら、それくらいのことではなかなかだめなのじゃないか。あなたの言ひ超過勤務は、一日三十分といふますと一週に約三時間です。それから余裕のあるところとないところとあると言いますけれども、一つの町内に役所が二つあるわけではないから、むしろ手伝いに行くとか、交流はできない。ただそういう目の子算で、ここは少し事務が少なからうからこういう場所ではできるとか、そういうことで私は労働の時間なり仕事の量をさばくわけにはいかないと思つて、仕事の量と人員の配置をよく考へてやらなく、これは実際携わる者を酷使することになりはしないかと思ふ。それがかえつてまた反面において仕事の遅延を来す。つまり謄本の申請をして、登記をして、すぐその日にできない。三日も五日も後に仕事をしてくれておるといふことで、そういうことをお調べになっていきますか。大い登記をする、二日、三日ないし五日くらいいたなければ、いわゆる権利済み書はもらえない。こういうことは現在における仕事の量に対して人員が少くないといふことを意味しておるのです。これは国家のサービスじゃないのですから、国家のやる仕事の義務ですから、商店に物を買いにいつて、ないからちょっと待つて下さいといふのと

違います。権利義務の変動であるし、もしそれができない間にまた裁判の処分によって権利を差し押えられるとかどうかという点になると、重大なことになるのですから、もう少し科学的に調べてやらねばならぬということになります。法律は通っても人を酷使しなければならぬということになります。今のようなことをちゃんと調べていってやらねばならぬのです。

○平賀政府委員 たいだいま仰せの通り、近年登記事件が非常にふえたのに比べて、増員がほとんど実現されておらず、登記所の事務負担が非常にふえておるのでございします。しかしながら、これに對しましては、私どもの方といたしましては、従来増員をお願いいたし、幸い三十五年度におきましては約百四十人ほどの登記所職員が増員が可能になる見込みであります。そのほかになお事務の機械化その他の方法によって、この隘路を克服したいと考えておる次第でございます。他方明治以来ずっとやってきております現在の登記制度そのものを根本的に合理化することによって、事件増による事務負担を解消する、登記の申請人に非常に御迷惑をかけておる、こういうことを克服しなくてはならないということから、実は登記台帳の一元化ということも生まれてきたわけでありまして、これはやはり登記事件の処理の滞滞によって生じます一般の申請人に対する迷惑、それから登記所職員の事務負担の過重というところを解消するための一つの大きな方法であると考えておる次第でございます。ただ一元化の仕事が完了しますまでの過程におきましては、ここ数年の間、若

千余分の仕事かふるわけでございます。すから、これは先ほど申し上げましたように、超過勤務あるいは賃金職員、あるいは一元化の作業をやっていないで事務に少し余裕のある登記所からこの一元化の作業をやっておる登記所に事務応援をいたすという点でございします。一元化の作業を遂行していき、十分に綿密に計算をいたしまして、予算要求もいたした次第でございます。約一億四千万円ほどの予算が来年度において認められる見込みでございます。なお、実は昭和三十四年度におきまして全国約五十万所ほどの登記所におきまして、モデル的に、実験的に移記の作業を実施いたしましたのでございします。その実績に徴しても、決して登記所の職員に非常に大きい事務負担をかけるということはないということが証明されておりますので、三十五年度におきまして、この作業のために特に登記所職員に非常に大きな事務負担をかけるということにはならぬと確信しておるわけでありまして、

○田中(義)委員 今法務局の出張所、いわゆる登記所ですか、全国に大体千八百と聞いておりますが、それに対して百四十人の増員では、大体いなかへ行って見てみると、所長のほか一人くらいおるだけです。二人、三人というところは多いところじゃないかと私は思うのですが、どうもそれだけの多い役所に対して百四十名の増員では、一体どこをどういうふうにしたか知らぬけれども、これでは私はどうして今度の事務の増加に伴う労働強化を緩和することはできないかと思うのであります。先ほど申しましたように、よく統計もとって、これは単に数字からくる統計だけではないに、個々の役

所についてその事務の状況を具体的に調査して、親切にやはり仕事のできるようにしない、扱うところは重大な権利を扱っている、一字書き違ってもこれは非常に困ったことになるのですから、私はそういう御配慮をお願いしたい、かように思うのであります。それから、この仕事は完了しましたなら、存外あとの事務の方は簡素化されると思うのです。そこで、聞くところによると、あなたの方ではこの台帳の転記というものができ上がったあとでは仕事の量が減るから、そうすれば法務局の職員を減らしてもいいというふうなことを、まあ約束はしないでしょうけれども、言質のようなものを大蔵省に与えておるやに、そんなばかなことはないとおっしゃるのですが、その点をちょっとわきに置いておるものでどうかという点と、これが簡素化されたからといって人員を減らすような意図があるのかどうか、その点を伺っておきたい。

○平賀政府委員 表題部の登記は、権利の客体でありますところの不動産を特定するという機能を営むもので、現在の台帳と全くその点は同じでございます。台帳がやはり職権調査主義に基づいてできるのでございまして、その点が全く今度の新しい案のものにおける表題部にそのまま移行したと考えられるのでございします。仰せの民法にいう不動産物権の変動を公示する手段としての権利の登記は、先ほど申し上げましたように、登記簿の登記用紙の中の甲区と乙区にされるわけでございます。甲区と乙区の登記におきましては、あくまで申請主義を建前にいたしておるわけでございます。本人の権利者の申請がなければこれを登記しないという建前でございますので、権利関係の公示の手段としての登記の申請主義は、この改正法のもとにおきましても全然変更を受けていないわけでございます。

○田中(義)委員 これは台帳の表題部の登記であつても、私はやはり所有者のある程度の自由主義を認めなければならぬと思ふ。たとえば家を新築してよそへ転売するといふような場合に、これは正しいといふ自分では建築したのですから、本登記なりして税金を納めるのが普通かもしれぬけれども、しかし業者のようなものが建ててかりに内々に月賦販売のような契約をしてあ

るような場合に、これはやはりほんとうの所有者がきまつてから表題部の登記もしたいということもありましようし、それを政府がことさらに横から行って表題部に登記してしまふというやうなことは、これは本人の財産権の所持に対して第三者がえらいおせっかいなことをするやうなことも当たりはしないか。ですから、私は本人が希望しないのに職権で登記するやうな必要がどこから出てきたのであるかというのを承つておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 ただいま仰せのやうな場合は、現行法のもとにおきまして、それは家屋の新築でございますので、家屋台帳にやはり登録されるわけでございます。普通だつたら本人の申告に基づいて登録しますけれども、本人の申告がなければ、登記所が職権でもって家屋台帳に登録したことになるわけでございます。その台帳の關係がそのまま登記の表題部に移つただけで、本質的には全然変更はないわけでございます。現在と同じことでございます。

○田中(總)委員 私は、所有権と所有權に対する本人の自由というものがあつて、その点を一ぺん考慮すべき問題ではないかというこの問題点として、ここで一つ提示をしておくことにとどめます。

それから登記済証のない場合の保証書代用の登記の点ですが、これは今度の法律によつて、いわゆる登記義務者に事前通知をするという規定が設けられたわけですが、これはやはり権利擁護の点から、何らかの処置が必要かと私も思ひます。けれども、登記所へ登記に行つて書類ができて、いざ登記

をするときに、事前通知をして三週間の間を置いての事前通知ということはどうであらうか。不動産はもろもろ動産と違ひますから、その取引の迅速というところは動産ほどはないかもしれませんけれども、しかし売買に限らず、抵当権の設定でも、これは経済的活用をする点におきましては、やはり迅速を尊ぶ場合が多かろうと思ひます。ですから、これに対しての三週間、二十一日間の事前予告の期間というものは相当検討されたと思ひますけれども、どういふ点から割り出して三週間という期間がきまつたのですか。

○平賀政府委員 これは登記の申請が出まして、登記所がその登記簿に表示されております登記義務者の住所にあつて通知をしまして、それから向うから返事が返つてくる間の余裕を見まして、やはり最低三週間くらいは余裕は置いた方が筋ではないかと思ひます。三週間という余裕を置くことにしたのでございますが、實際問題として考えますと、取引の当事者間にお互いに信頼關係がございまして、たとひ登記がされまゝのは三週間後になりましても、取引はその場でやりましても間違いが生ずるおそれはないと思ひます。そういう關係で当事者に特に不便を与えるということもないのではないかと考へるのでございます。

ところが、相手がよく知らぬ人であるところ、どうもはたしてほんとうの登記義務者であるかわからないという懸念がありますれば、やはり慎重の上にも慎重に手を尽くしておきまさんと、もしそれが間違ひがありますと、登記を受けることができないことになる。登記

記を受けましても、それが虚偽の登記ということでも抹消されるというやうなことで非常に迷惑をこうむるわけでございます。それを考えますと、三週間の期間がありましても、これまた登記の申請人に不利な利益——無権利者から権利の譲渡を受けるというやうな損害がございまして、これと比べれば、まだましではないかということ、こゝういふ改正案にしたのでございます。

○田中(總)委員 この点は登記義務者の方へ通知がいけば、これは考慮する余地がない、考へてどういふことではないのですから、届いて返事をする期間があればいい。むしろ通知を出す方法に私は問題があるとは思ひません。この規定によりましますと、ただ通知を發してから三週間という期間に、これは発信主義をとつていふやうですけれども、登記義務者の方に發して届けば、自分の重大な権利に關することですから、これは打つちやつておくことはありません。ですから、むしろその通知の方法を確実にできる措置を、たとへば内容証明を出すとか、あるいは確定日付のある本人の承諾書を持つてくるとか、單に一片の通知をほんとう出して、二十一日たつたらこれでよろしいということでは、政府の方で考えた御配慮が万全ではないのではないかと、むしろ本人の意思を明らかにする方法があれば、通知を出さなくとも、本人の承諾書を持つてくればいいのですし、それから通知を一ぺん出して届いたか届かなかつたか、たとへば通信職員のスツなんかが起つて届かぬ場合にも、二十一日間たつて返事がこなかったからやつてしまふというやうなことで工合が悪いから、むしろこの

点は確実に相手の意思を確かめる方法を規定された方がいいのではないかと思ひますが、いかがでしょう。

○平賀政府委員 御意見まことにございまして、本人であることを確かめるものとして、本人である方法をこれは非常にいい確実な方法があればこれは非常にいいのでございますが、面識のある人ならばこれは間違ひないのだれでも思ひます。自分は何がしであると言われましても、はたしてそうであるかどうか確認するといふことは、實際問題として非常に困難であるわけでございます。私も私どもとしてもいろいろ考へたのでございますが、この改正案にあるやうな方法が一番実行可能な現実的な案ではないかと思ひます。こゝで、こゝういふことにいたしましたわけでございます。ただ實際問題といたしましては、登記義務者といつたしましては、たとえば不動産を売つて金にしなければいけない、代金を早く得なければいけない、あるいは抵当権を設定して、金を借りて、早く現金を入手しなければならぬといふ必要に迫られておりますので、ほんとうに登記義務者に登記の意思があるならば、三週間も待たずに即日にも返事を出すでございまいしょうし、問題は三週間たつても返事が来ないときであります。その場合はやはりほんとうの権利者でないものが権利者のやうな顔をして保証書を作つてもらつて登記をして、他人の不動産を勝手に無権限で処分するといふやうな事例になるわけでありまして、この規定で三週間というのは、こゝういふわけで、返事が来ない場合のことがねらいで、登記義務者に登記する意思がございましては、

さつそく返事がくるということになると思ひますのでございます。

○田中(總)委員 それからもう一つは保存年限の短縮の問題ですが、これはそう長く保存する必要があるかといふことで三十年の年限を二十年に短縮したわけですか。これはあまり長いと保存する場所がないという理由でもなければ、權利關係に關する書類ですから、長く保存していただいた方が私はいいと思ひます。実は私個人としても、ある問題で困つたことがあつたのであります。明治四十年ごろの町村の財産区の合併のときにやつた書類を調べる必要があつて行つたところ、書類が一切ない。せめて登記の申請書類でもないかといふので調べたところ、これも十年で廃棄してしまつてないといふことで実に困つたことがある。

めつたにないかもしませんが、やはり財産の權利關係の歴史でありますから、なるべく保存期間を長くした方がいいのではないかと、あわせて登記申請の書類は十年になつておりますが、これはむしろ長くしてもらつた方がいいのではないかと思ひます。二十二年が、三十年を二十年に短縮した、そのいきさつを承つておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 ただいま仰せの登記の申請書類は現行法でも十年間保存することになつておりまして、これは本改正でも改めておりません。三十年を二十年に改めましたのは、閉鎖登記簿の保存期間でございまして、たとえば土地が滅失したとか、あるいは建物が焼けてなくなつて滅失してしまつたといふときに、その登記用紙を閉鎖するわけでございます。それは三十年も保存する必要はないだらう、二十年

で十分ではないかということでございます。実は登記所のいろいろな書類が非常に膨大になりまして、倉庫がだんだん狭くなって参りますので、余分の帳簿、書類は現実に必要がなければできるだけ早く廃棄するのが望ましいのでございまして、これもその一助でありまして、閉鎖登記簿などは三十年も保存する必要はない、二十年で十分だということと二十四条の二でこの点を短縮したわけでございます。

○田中(總)委員 それから先ほどの登記官吏の職務調査にからんで、その調査に基づいてやつた表題部の登記とらものは、これは登記官吏の処分行為となりますか。というのは、もし間違つて登記をした場合に、処分行為ならば異議の申し立ての方法があるわけですね。処分行為でないということになると、これに対する、たとえば間違つた場合の異議訂正の規定がどこかにあります。これは処分行為だとすると、処分行為に対する異議の申し立ての方法がありますから、これはどういうことになっておりますか。

○平賀政府委員 不動産登記法の建前といたしまして、登記をするということとは、異議の申し立ての対象としての処分とは考えられていないのでございまして、職権登記あるいは申請によつてした場合も同じでございますが、間違つた登記がされたという場合には、更正登記の申請ができることになっておりまして、登記官吏が、その更正登記の申請を真実に合致していないというので、却下いたしますと、その却下処分に対して異議の申し立てができるという建前になっております。不動産登記はそういう構成をいたしておるわけ

で、この点は新法におきましても同じことになると思ふのでございます。

○田中(總)委員 乙の所有のものを甲の所有に登記をしたという場合に、これは間違つておられますから、更正決定を出しますというところで直りますか。

○田中(總)委員 それは争ひのないものであつて、乙が、それを申請し、甲も乙のものであることを認めたのならいいかも知れぬ。しかし物権自体に争いのある場合があるかも知れません。そうしますと、争ひのある物権に対して甲のものと登録したところ

が、そこに異議が出たという場合に、甲が自分で私のものではないと認め、主張する者があつた場合には、これは表題部の所有者になつておるものしか登記所に對しての異議なりあるいは更正決定なりの申し立ての権限がないわけですね。表題部に名前のない第三者がやつてきても、それは受けつけるわけにはいきません。そうしますと、職権によつて登記をしたがために、所有権不在の確證の訴えを乙からしなければならぬ。そういう間違ひをやつた場合には、これは大へんな問題になると思ふんです。損害賠償の問題も起こるかも知れぬ。自分の所有権を勝手に登記所が他人のものにしてしまったのですから、そういう点はやはり判決でも持つてこなければ訂正する方法がないのじゃないか。

○平賀政府委員 たゞいま仰せの場合であります。たとえば表題部には所有者甲と表示してある。ところが乙という者がございまして、自分がほんとうの所有者であると主張する場合であります。乙は自己の所有権を主張する書面を添へまして登記所に所有権の記

載の訂正を申請することになるわけですね。でありますから、場合によりましては、甲乙間に所有権について争ひがあつて、乙は裁判所に甲を相手に所有権確認の訴えを起こしまして、その判決をもらつてこなければならぬ場合も生ずるかと思ひます。確定判決をもらいますと、自己の所有権を主張する書面というところになりますから、その判決を添へまして、訂正の申し立てを登記所にすることになるわけでございます。

○田中(總)委員 それは所有者の主体を要するわけでありまして、判決が要するわけですが、職権によつて調査して間違つたというところになれば、一たん登記したものは外部に対して効力を持ちますから、自分で抹消する権限を与えておかなければならぬ。ただ勝手に登録しておいてまた勝手に抹消するということをやりましたら、登記官吏に対する信用問題になります。したがために、訴訟まで起こして所有権明を持つてこなければならぬようでは、むしろそういうことをしてもらわぬ方がよかつたということになる。要らないことをやつたということになる。ですから、そういう場合には、登記官吏が自分で抹消して、私権の争いはそちらへ回しておけばいい、登記台帳だけを片づけたいという、何かそこに規定でもありませんか。そこまでするんでないから何ですけれども、どういうふうになっておりますか。

○平賀政府委員 今お話しの問題は、現在の台帳についても起こることと思ふのでございまして、登記官吏が故意または過失によつて間違つた表題部の記載をした。そのために第三者に損害を与えたということになりますと、これは国家賠償法によりまして国が損害賠償責任を負うという問題も、場合によつては生じ得ると思ふのでござい

○田中(總)委員 その点はこまかくありませんから、一べん御研究を願ひ、われわれも研究することにいたします。最後に、登記事務を扱う庁舎と保存倉庫の問題であります。私五年くらい前の法務委員会だつたと思ひますが、法務局の庁舎が非常に古くて、事務をとる能率も上がらぬというので、府中と八王子の東京管内の法務局を調査に法務委員会から正式に参つたことがありまして、ところが、まずい庁舎で、ほかのところと比べてお話しにならない。しかも全国調べてみますと、大抵これは借家であつて、安い賃金で借りてゐるという。従つて修繕も自由にならぬというのが多い。それで、どうかといふと、大切なところの権利関係の書類を保存しておく倉庫の設備というものが非常によろしくない。そこで私は、この問題について今度は不動産の客体を明らかにする倉庫の機能等をやるような重要な書類をやるので、今すぐとは考えませんが、全国的に、全国十数年くらい前の計画をしなければ、万が一これが焼けてなくなるといふようなことがあれば、非常に混乱すると思ふのです。なければそれでいいけれども、もしあるならばこ

これは困るのです。私はこれは相当の長い年月でもよろしいと思う。前に調査したときから見ると、五年もたつていゝのですから、十年計画なら半分はやつておるわけです。ですからこの点は大蔵省との関係もありましようけれども、事はきわめて重大でありますから、私はその点を当局に要望をいたしまして、私の質問を終わります。

○平賀政府委員 ただいまの御意見非常にごもっともでございます。私も、私どもとしても、これまで登記所の施設の整備改善に努力いたして参りましたが、今後さらに極力庁舎の改善ということに努力をいたしたいと考えております。

○鑑治委員 関連してちょっと伺いたいのですが、先ほどから聞いておつてちょっと疑問に思つたから明確にしておきたい。台帳のかわりに登記簿上の表題部ということになるのですか。これも登記の一部ですか。これは間違いないでしようね。——そうすると、権利の移転の際は、表題部に異動はないけれども、その表題部がなかったら異動の登記はできないことになりませんか。先ほど聞いておると、移転の際には登記するだけで表題部は関係ないのだと言われるが、それは動かすことは要らぬかもしれないが、表題部とくつついた一つのものが権利移転になったのじゃないか。それとも、表題部はそのままだが権利移転だけはしたんだという觀念に固こえたのですが、そうじゃなかったのですか。

○平賀政府委員 権利の移転と申しまして、たとえば甲の所有が乙の所有に変わるといふ場合がございます。それは甲区にその記載がされるわけでは

ございます。乙が所有者として登記されることによつて権利の移転がそれで公示されることになるわけでございます。表題部の方は、所有者の欄はすでに所有者の欄に記載されておりますので、所有者の欄に記載された表示を消してしまふわけでありまして。

○鑑治委員 それならなおさらですが、先ほど聞いておりました、表題部というものは、表題部だけであつて権利の移転には何の関係もないのだ、こう言われるのですが、これは觀念上の争いのようですけれども、私の言ひの登記と表題部と一体になっているのですから、権利が移転したということは登記が変わつたということだ。移転したために表題部も変わつたという觀念だ、これだけ変わつたのだということではなからうかと思ふ。一体だということでしょう。二体なのか一体なのかということになる。一体ならば一体のものが変わつたのだ、こう言わなければ理論は通らぬと思ふ。

○平賀政府委員 これは仰せの通りであります。表題部、甲区、乙区は一体をなしております。甲から乙に移転する権利が移転するということは、表題部に記載してある不動産が乙に移転したということになるわけでございます。

○鑑治委員 そうすると、逐条説明の第一章総則第一条に書いてあります「登記簿と土地台帳又は家屋台帳との統合一元化により、登記は、権利関係のみならず、不動産自体の状況を明確にするため不動産の表示のみについてもする必要があるのかかる登記も独立してすることができ、これはちよつとわからないので、表題部だけ

を独立してどういふことをするのであるか。私は二つで一体になるものならば、離れるという觀念が出てこないと思ふのだが、これはどういふ意味なんでしょうか。

○平賀政府委員 たとえば、例をあげて申しますと、建物を新築いたしますと、登記の關係で建物の所有権の保存登記をいたします。保存登記をいたしまして、同時に表題部の記載をするわけでございます。つまり表題部の登記といふものは現在独立してすることを認めていないわけでございます。ところが、この改正案になりますと、所有権の登記はしたくない、登録税もかかることだから保存登記はしたくない。しかし、今の台帳の登記と同じことで義務が課されておるので、表題部だけの登記はしておかなくてはならぬということ、表題部だけの建物の新築の登記の申請をするわけでございます。その場合には表題部だけがで

きません。甲区、乙区には何も記載がない、そういうことになるわけでございます。それで、たとえばその建物を抵当に金を借りた、あるいは人に売りたいという場合には、今度は保存登記をする必要が生じます。そこで初めて所有権の登記の申請をする。そうして、甲区の記載がされる。こういうことになつてくるわけでございます。

○鑑治委員 なるほど表題部だけを変更新するという觀念のようですが、その保存登記をする場合、保存登記をするなら、何十何坪の家を建てたからという事で表題部に何十何坪と書く、そして自分の名前を書くのです。私なら私の名前を書く。こつちの方には所有

者鑑治良作と書くのでしよう。それが保存登記ですね。そこで、それを今度建て増ししましたら、建て増しをやる時にはなるほど表題部だけ変えることになるかもしれないが、そこですでに所有者鑑治良作と書いてあります。そうすると、所有者が今まで三十坪の家を持っておつたものが、建て増して五十坪の家を建てたら、五十坪の家を所有したということに変わることになる、これで表題部だけと言われませんか。私はそういう觀念が出てこないと思ふのですが……

○平賀政府委員 それは仰せの通りでございます。表題部だけが何か独立した存在を持つておるといふ意味では決してないわけでございます。甲区、乙区に所有権その他の権利者の記載がされるわけでございますから、その権利はあくまで表題部に記載されている不動産について持つておるといふわけで、たとえば甲区に所有者鑑治先生の名前が書いてありますと、鑑治先生がこの表題部に記載されている不動産の所有者だということを公示しておることになるわけでございます。そういう關係で、やはり表題部と甲区、乙区は一体だ、こう申さなければならぬと思ふのでございます。

○鑑治委員 それを明確にしておけばいいので、理論上の争いかもしれないが、離れてもいいのだというふうに聞かせるから、私はそういうことにはなからう、登記の場合には表題部がなかつたら登記にならないのじゃないですかと言ふのです。そうして見ると、登記が変わるといふことは、表題部と一

緒のものが変わっていくんだ、こういう觀念でなければならぬと思ふわけでは

すが、その点を明確にして下さい。それに間違ひございせんか。

○平賀政府委員 その点、仰せの通りでございます。

○坂本委員 関連してちょっと。——先ほどの田中委員の質問の際の登記簿の書きかえの問題ですが、この際ひまな法務局の出張所は合ひ間にやる。中ぐらひのところは一日三十分の超勤でやる。忙しいところは貸金職員でやる。その貸金職員は予算額では百四十人の増員を予定してある。こういう御説明でしたから、百四十人ではたして

できるかどうか、つまり百四十人の増員をされた場合、忙しい登記所にどういふふうに配置されるか、これは民事局の方で資料があるかどうか、あったらその資料を出してもらいたい。それから、そういうふうなことでモデル実績がある、こういうお話をしたが、そのモデルの実績についての資料を出してもらいたいと思ふ。と申しますのは田中委員の御質問にもありました、現在登記所は非常に多忙で、ここ二、三年事件はふえているが、人員はふえていない、非常な過重になっている。この登記簿の書きかえになればさらに過重になる。だから、こういうことではもう少し資料によつて検討しなければ、はたしてこの法律案によつて登記事務が円滑にいくかどうか非常にわれわれは疑問であります。特にこの登記は不動産の権利義務に重要な關係があるのですから、その点について万遺憾ない措置がとられるためには、十分な見通しがなければならぬと思ひます。そのために今の資料をお願いしたいと思ひます。いかがですか。

○平賀政府委員 先ほど百四十二名の

ということになりますので、範囲は実は広いわけなんです。もちろんこの一

項をも含んでおります。それから一項に当たらない場合でありまして、もう少し範囲の広いものが二項の財産上不法の利益を得たということが認められます限りは、二項強盗に当たるわけです。強盗々々というふうに呼びますもので、強盗々々といふに呼びますものを来たすわけでございますけれども、二項はそういうふうに広い規定になつております。そこで前会にもちよつと触れたのでございますが、二百三十五条について、不動産が入らないのだという強い解釈を出してあります。泉二博士の意見さえも、この第二項につきましては「暴力ヲ用イテ住居ヲ一時放逐シ自ラ之ヲ占拠シタルトキハ住居侵入罪ノ外財産上ノ犯罪ヲ構成スルコトナキカ若シ代価ヲ供給スルコトナクシテ其使用ヲ繼續スルトキハ財産上不法ノ利益ヲ得ル罪トシテ刑法二百三十六条第二項ノ適用ヲ受クルコトハ想像ニ難カラス」というような意見も同じ本に出ているくらいでございます。まして、この「財産上不法ノ利益ヲ得」ということで、今のような侵害に至らないものでも、財産上不法な利益を得れば、この二項強盗になるわけ、いわゆる侵害罪は、侵害になったような場合は、もちろん入るといふことからいまして、これは立法政策の問題になります。が、刑罰法令でございますので、最小限度の改正にとどめたいという要請と相俟つて、この二百三十六条は改正をしないで、第二項でまかなえるということに法制審議会でも意見が一致したような次第でございます。そういうわけで、二百三十五条はやむを得ず一条を設けまして、不動産侵害の規定を設け、二百三十六条は

改正をせずして、不動産侵害の場合の強盗的な行為は二項で受ける、こういう考えでございます。従いまして、二百三十五条を直して不動産をも含めるというふうに書きますことは非常に困難でございます。書いて書けないことはあります。書きました結果として、従来の法律解釈とあるいは財物の概念が条文によつて違つてくるというたような悪い影響が出て参りますので、その辺を考慮いたしました結果、こういう規定の改正形式をとりました次第でございます。

○田中(總)委員 これは鑑治委員から、今の二項強盗についての質問があったように思ひます。今御説明もありましたが、しかし、この不動産の窃盗罪、すなわち侵害罪がなかったから不動産強盗の場合だけは今の二百三十六条でまかなえたわけですね。しかし、ここに不動産の侵害罪といふはつきりした犯罪の成立と構成を認めたいのですから、まかなえたらその方へ追い込んでその網にひつかけるというやうなことでなしに、不動産の侵害罪がここに別個にできたのですから、手段を暴行脅迫でもつてやった場合には不動産の強盗罪ができるとすばりと言った方が、これは検査する上からものさしがきつちるときまることができたのじゃないか。無理にということでは当たらないけれども、この二百三十六条でまかなえるというやうな政策的なことでもなしに、侵害罪が一つできたのだから、手段がこれに加われば強盗だとすばりとやった方が、一項を設けるならばその方がすっきりとして、取り締まりの上にもはつきりとして

きたのではないでしようか。

○竹内政府委員 確かに一つの考え方でございます。私もこれを輕視するものではないでございまして、先ほど申しましたように、立法政策上最少限度にとどめたいという気持ちからにはかならないのでございます。

それから前会もこれまた鑑治委員の御質問にお答えをした点に重複いたしますが、現実にはこういう強盗的な形態の不動産侵害といふものがあつたのじゃないか、それを適用を見てない点について疑問があるというお言葉でございます。私も、何かいい適例がないであらうか、もしあるならばこれを国会で御披露申し上げるのが私も責務だといふふうに感じてまして、いろいろ調査をしてみたのでございます。が、検査官の考え方としては適用ができぬから適用を控えておるのではない。その点は不動産強盗の場合と考へ方において異なるのでございます。しかし今までやっていない、実例がないところを見ると、いい例がなかったのだといふふうにお答えをせざるを得ないというの、これも全部の検査官について調査したわけではございませんが、大体そういう意見が多数の意見でございます。なお鑑治委員も御疑念を抱かれましたように、やはり不動産強盗といふものが適用ができないといふことの心理的影響で、不動産強盗といふこともできないのだと思ひ込んで運用をしていなかったのじゃないかという面もないとは申しがたいと思ひますけれども、しかし、不動産強盗の場合については、そういう解釈で從來五十年間ずっとやってきておりますが、事後強盗の方ににつきましては、規

定の上から申しまして、あれば適用し得るのであり、またしようとしておるのでございまして、これは法律解釈が突如として変わるという性質のものではないわけですね。この点の法律生活の安定性を害するといふことにはならないのではあるまいかというやうな考えでございます。なおこの点につきましては、もう少し責任のある御答弁をいたしたいと思つて、ただいまさらに調査をいたしておるやうな事情でございます。

○田中(總)委員 これは窃盗の客体が不動産であれば、自分の手中におさめるとか、あるいは占有の範囲内に置くといふことによつて、所有権を領得するといふ意思がはつきりするわけですね。ところが不動産になりますと、不動産の経済的効果を自分の占有のうちにさめるといふこと、いわゆる不動産の効用だけをおさめるという場合がある。それから、不動産は登記によつて所有権を表示するのですから、そんなに強い所有権を取るといふ意味ではないといふことがある。その境界が不動産の場合にはつきりしないと思ふ。単に不動産の経済的効果を侵してそこを自分の支配下に置いたとしても、別に自分の所有権を取るつもりはないのだといふやうな場合には、不法侵入だといふことと侵害との間の内容的な境界というものは非常に判断がむずかしいのじゃないか。これを言いかえれば、不動産に対する不法侵入があつた場合、単なる不動産の占有があつた場合に、ことさらにそれを不動産の侵害だと言つて乱用されると、非常にいろいろなところへ影響が大きくなつてくるわけですね。場合によつては、反対に人

権を束縛するやうな、加害者と見込まれる者の行為を束縛するといふやうなことがないとも限らぬ。境界が明らかでないところなる。そのけじめは一体どういふところでつけるか。これはもちろん具体的事件が起らなければ判断は下せぬでしようけれども、解釈論としては一応その境界にめどをつけておく必要があるとはいふか、かように思ひますが、その点はいかがでありますか。

○竹内政府委員 仰せの通りそこはきつめて大切なところでございます。刑事立法におきましては、そのところをはつきりさせるように書き表わさなければならぬと思ふのでございます。が、この侵害の場合に、不法領得の意思を持つて権利者の占有、まあ事実上の占有所持、これを排除いたしまして自分の支配下に移す。だから他人の所持を排して自分の支配下に移したとしても、不法領得の意思に基づかないものは侵害にならない。これも窃盗にならないのと同じでございます。そこで不動産の場合には、仰せのように、権利者の占有の喪失と犯人の占有の取得が同時に進行する。しかも完全な姿で行なわれます。従つて、その点はきつめて明白だと思ふのでございます。が、これに反しまして不動産の場合には、世間で不法占拠と言われているものがすべて侵害であるかどうかといふと、それは言えないのは今仰せの通りと思ふのでございます。そこで、完全な侵害といふからには不法領得の意思を持つてやらなければいけません。が、不法領得の意思に基づいてやったと見られるやうな不法占拠とはいかなるものであるか。そこに境界といふことが

今のようになことになれば、これはまさしく準強盗じゃなくて、別の罪であるというふうに解せられるわけであります。もちろん準強盗に相当するよりなます。もともと準強盗に相当するよりなます。実態がないとは私も申さない、あるかもしれぬという感じがするのでございますが、しかしながらこれも二百三十六条二項を特に改正しなかったと同じ理由で、刑罰法規の一部改正でございますので、最小限度にとどめたい、あまりそういう事例がないものをきょう

ぎょうしい法律を作ることとはなるべく避けたいという考え方から、二百三十八条の中に「二百三十五条ノ二」を加えることをあえていたさなかつたわけでありまして、その趣旨の説明を法制審議会でもいたしたのでございますが、審議会の委員の各位も政府側の答弁には満足されて、賛意を表していただいたような次第でございます。

○鑑治委員 あともう一ぺん研究してもらおうが、一ぺん侵害しまして帰っていったあとでまた来てけんかをやるのなら、それはあなたの議論はなにしますが、侵害した者がそのまま残っているのです。これはだいいぶ違うと思うのです。侵害が継続しているのだから。そこへ来てお前出ていけとこう言う。それともう一つは、夜中に来てやるのだから、相手が知ろうといったって知るわけがないので、知ったときに初めて暴行が行なわれるのですから、そんなことをいっておると、侵害だけでやればいいといえはそれで終わるか知れませんが、常識から考えてそれではどうも足りません。間に遮断せられるながあるならば、これはあなたの言われることが考えられますが、遮断せないのです。それ以上今ここで討論してみたいしようがないからなんです、そのほかまたそれに続けて似たような疑問を持っておるので、一つこの次に……。

○瀬戸山委員長 坂本泰良君。

○坂本委員 先ほど占拠が侵害と認められるものについて抽象的な例を四つ、五つあげましたが、不法領得の意思に基づく侵害というのが非常に問題です。しかしこの条文にはただ侵害ですから、いかなる場合に不

法領得の意思があるかどうかという点がまた非常に疑問になつてくると思うのです。ですから、法制審議会等で審議された際に、この侵害の問題、それから特に占拠が侵害となる場合の、先ほど御説明の抽象的な問題でなくて、具体的問題が必ずあったはずだと思ふのです。その点なんかを一つ、次に私も質問しますから、準備をしてもらいたいと思ふのです。

それから二百三十六条の二項、強盗の問題ですが、これは不動産についてはやれるはずだけれども実例はないというさっきの御答弁でしたですね。これは不動産の先ほど鑑治委員があげられましたような例は、二百三十六条の二項にもつていけば、これは五年以上の非常な重刑だから、やはり今までの取り扱いとしては二百三十八条の事後強盗にはとてももつていけないのだ。やはりそういうような場合には裏には必ず民事問題もありますから、家宅侵入とか暴行、脅迫とかでこれは検察庁も取り調べているし、裁判になつた場合も有罪、無罪がそういう点で論議されておると思うのです。ですから、先ほどの御答弁のように実例がないというのでなくて、今度設けられる不動産侵害罪に関連するような実例はたくさんあると思ふのです。だからその点までもう少し検討していただかないと、われわれはこの法にはまだ結論を申し上げるのは早いですが、こういう無鉄砲な刑法の改正はないと思つておるわけです。反対するにしても、やはりもっと具体的に突っ込んだ審議をした上でないといけないと思ひます。これは重大なる問題で、少なくともこの二百三十六条の二項の問題なんかとひっかける

と、五年以上の懲役なんというのは刑法上一番重大な刑罰規定になるので、慎重にやりたいと思ひます。で、そういう点についてもせつかくこの法律を出された責任上一つ検討して、この委員会に出してもらいたい。この点をお願いしておきます。

○瀬戸山委員長 これにて暫時休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕